

丸山団地自治会ホームページ運用規定(案)

2023/3/20

丸山団地自治会

【第1条】 主旨

本規定は丸山団地自治会ホームページの基本的な情報発信及びコミュニティにかかる基本的な規定を定める。

【第2条】 ホームページ開設の目的

ホームページ開設の目的を以下に定める。

1. 自治会活動を知ってもらう。
2. 必要な情報と、見て得するあるいは役に立つ情報を配信する。
3. 自治会と会員、会員同士、団体と会員などのコミュニティの提供(フォーラム)をする。
4. 防犯防災をサポートする情報源の発信。
5. 自治会の体質改善
自治活動を会員に知ってもらうことでのやりがいを持ってもらうことで、自発的な活動にすること促す。

【第3条】 責任者

1. ホームページ管理責任者はデジタル担当理事とする。
2. ホームページ作成責任者はデジタル担当理事とする。
3. ホームページ作成責任者はホームページの更新、編集作業の実行責任を負う。
4. ホームページ管理責任者は会員と自治会との情報交流を仲介する役を負う。
5. ホームページ管理者はフォーラムの運営管理を行う。

【第4条】 ホームページ編集

1. ホームページ作成者はデジタル担当理事とする。
2. デジタルサポート担当は必要に応じて、編集をする事が出来る。

【第5条】 掲載内容及び禁止事項

1. ホームページの記載内容は、第2条の目的に沿った物とする。
2. ホームページの健全な管理運営を行うため、次の内容は掲載禁止とする。
 - (1) 公序良俗に反するもの
 - (2) 虚偽を含む情報
 - (3) 営利を目的とするもの
 - (4) 個人や団体を誹謗中傷するもの
 - (5) ネットワークの正常な運営を妨害するもの
 - (6) 自治会運営に支障をきたすもの
 - (7) その他、法令及び規則などに違反するもの

【第6条】 情報の保護

1. 氏名、住所、電話番号、メールアドレスなど、個人が特定される個人情報に掲載しない。
2. 1. において自治会活動に必要な場合で、個人の承諾がある場合はこれに含まれない。
3. 顔が判別出来る画像については、画像処理を施すか、個人の承諾を得て掲載する。
4. 第3項は個人が特定されないように留意して適用する。
 - (1) 氏名に関わる物は撮影しないか、画像処理を施す。
 - (2) 自治会以外の掲載については、その都度同意を得る。

【第7条】 内容の訂正並びに削除

ホームページの掲載内容について、関係者などから訂正や削除の要請があった場合は、掲載者及び、責任者で協議し、適切な対応をとる。

【第8条】 著作権

ホームページにおける内容の著作権は、丸山団地自治会が有する。全ての画像や記事などの無断使用、無断転載を禁止する。

【第9条】 本規定の改正

本規定の改定については丸山団地自治会にて協議、承認したものについて行う。